

# 琉球大学学術リポジトリ

復帰準備（対内）（政府調査団派遣等）－防衛施設  
庁－（5）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-29 キーワード (Ja): 復帰準備, 防衛施設庁, 沖縄現地調査団 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43396">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43396</a>

島田施設庁長官訪中

8/3

5

8/5

先上、同長官の外部関係(米軍)同行者等と関係の旨申越し、  
 各山崎長官等(同)等、計中作中の合通に  
 存せらる。秘  
 無期限

古田

条約課長 安全保障課長 山崎 長官  
 アメリカ局長 参事官 北米才一課長  
 島田長官の訪沖  
 7月8日 防衛施設庁長官の訪米  
 込へてとに5日は、島田施設庁長官は  
 山崎副官(施設部)及び安部防務部長  
 (視察の1人)  
 至帯同 8月3、4、5日 訪沖し、米側  
 関係者、琉球政府関係者等と合意の  
 予定(詳細) (但し、同じ時期に山中総務  
 長官と訪沖の計画がある趣に、その場合  
 は日程・変更もあり得る由あり、又詳細は  
 未定の由あり) につき御参考を。

沖繩に連絡しなくこととしたし

秘密表示(朱印)

部数指示	発信用	執務用	備考
主信	/	/	
付			
属	そのほか 付属 添付		

發送日 昭和46年7月28日  
 処理日  
 発信 タイプ 検査

文書課長 公 信 案

公 信 番 号 米北1 第 183 号 公 信 昭 和 46年 7月 27日 日 付

大 臣 主 管 起 案 昭 和 46年 7月 23日

政 務 次 官 官 房 総 務 参 事 官 了  
 事 務 次 官 官 房 書 記 官 代 表  
 外 務 審 議 官 米 北 一 課 長  
 外 務 審 議 官  
 官 房 長

起 案 者 電 話 番 号  
 三 田 村 2498

受 信 者 在 沖 繩 高 瀬 大 使  
 發 信 者 木 村 外 務 大 臣 臨 時 代 理

送 付 先 (希 望 發 送 日)  
 月 日

件 名 便 宜 供 与 (島 田 防 衛 施 設 庁 長 官 等)

27 41 外 務 省 回 覧 番 号

米北1 第 183 号  
昭和46年7月27日

沖縄復帰準備委員会  
日本国政府代表 殿

外務大臣

(件名)

便宜供与(島田防衛施設庁長官等)

引用公・電信  
日付・番号

(米北1)  
往電 216号

冒頭 往電をもって通報の島田防衛施設庁長

官他三名の貴地出張に関し、一行の経歴 および

日程概要 別添のとおり送付する。

(※印は文書課記入)

※ 付属添付  付属空便(行)  付属空便(DP)  付属船便(貨)  付属船便(郵)

GA-2-1

外務省

防衛施設庁書式 第79号

アメリカ局長  
参事官  
北米才一課長

施本第2113号(00P)

昭和46年7月17日

外務省  
アメリカ局長 殿

防衛施設庁長官



職員の沖縄出張について(通知)

標記について、下記のとおり沖縄へ出張させることとしたので通知する。

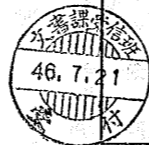
記

- |      |   |   |
|------|---|---|
| 総務課  | 1 | 出張者：別紙のとおり<br>及び(別添)調停                              |
| 調査課  | 2 | 出張目的：沖縄現地視察のため                                      |
| 漁業課  | 3 | 出張期間：昭和46年8月3日から<br>昭和46年8月5日まで<br>ただし、銅崎調停官は8月8日まで |
| 船舶課  | 4 | 出張先国：沖縄   |
| 科字協力 |   |   |
| 連絡調整 |   |   |
| 調査課  |   |   |
| カナダ  |   |   |
| 局庶務  |   |   |

以上

添付書類：1 日程表  
2 経歴書

本信あて先：沖縄・北方対策庁長官  
外務省アメリカ局長



B5

46. 2. 25. - 36,000

CGG

総務課経山番号 35

日 程 の 概 要

4 6 8 3 (火)

羽田発 (日航機 905 便) 0850

沖縄着 1120

滞在日数：3日間

出張の目的：

1 駐沖縄大使館訪問

8 3 (火) 2 ランパート高等弁務官訪問

3 屋良琉球主席訪問

4 中部施設視察

8 4 (水) 5 カテナ空軍基地視察

6 マチナト倉庫地区視察

8 5 (木) 7 " 住宅地区視察

8 那覇空軍基地及び軍港視察

沖縄発 (日航機 906 便) 1655

羽田着 1915

防衛施設庁長官訪沖行動予定表

1 日時 8月3日(火)～8月5日(木)

2 出張者 島田防衛施設庁長官、安斎防務部長、  
 銅崎調停官、北田課長補佐、  
 外務省安全保障課山崎事務官

3 行動予定

月日	主 要 行 動 予 定	時 間
8月3日 (火)	1 高瀬大使へ挨拶	11.50～12.20
	2 記者会見(準備委員会)	12.25～12.55
	3 沖縄事務局長へ挨拶	14.00～14.20
	4 ランハム・小高等升務官へ挨拶	15.00～15.30
	5 屋良行政主席へ挨拶	16.15～16.45
8月4日 (水)	①米4軍合同の概況説明(USARFYS)	8.30～9.30
	2 上空(オ)島内視察(ハ)コブコブ(ニ)キヤニコブ慶徳→キヤニコブハンセン→北部訓練場→伊江島補助飛行場 →嘉手納飛行場	9.30～11.30
	3 嘉手納基地司令官へ挨拶	11.30～11.50
	4 嘉手納飛行場視察	13.00～13.40
	5 キヤニコブコートニ視察	14.00～14.40
	6 本コブコートニ視察	15.00～15.40
8月5日 (木)	1 牧港補給地区司令官へ挨拶	9.00～9.20
	2 牧港補給地区視察	9.20～10.00
	3 牧港住宅地区視察	10.10～10.30
	4 那覇空軍司令官在沖海軍基地 [那覇発] [18.10]	10.50～11.10
	5 那覇空軍施設視察	11.10～11.30

\*備考：行動予定の可否は時間の変更がわかるか知れません。



1943, 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) <b>秘</b>	符号表示 暗 <input checked="" type="radio"/> 略 <input checked="" type="radio"/>	総第 26 153 号
第 216 号	昭和 46 年 7 月 23 日 18.57	
大至急 <input checked="" type="radio"/> 至急 <input type="radio"/> 普通 <input type="radio"/> LTF <input type="radio"/>	発電係 <input checked="" type="radio"/>	

大 臣 政 務 次 官 事 務 次 官 外 務 審 議 官 外 務 審 議 官 官 房 長	主管 アメリカ局長 参事官 北米第一課長	主管局部課 (室) 名 米北 1 起案 昭和 46 年 7 月 23 日 起案者 三田村 電話番号 2498
--	-------------------------------	---

協議先  
官房総務参事官  
官房書記官

米保長

大使 臨時代理大使  
在 沖繩高瀬 総領事 代理 木村外務大臣 臨時代理

大使 臨時代理大使  
電 在 沖繩高瀬 総領事 代理 木村外務大臣 臨時代理

件名  
便宜供与 (島田防衛施設庁長官等)

BENGI-CC  
はた中にか

1. 島田豊 防衛施設庁長官他3名  
公用身分証明書所持

2. 沖縄現地視察のため

漢

148

写  
済

(※印欄内は電信課記入)

現  
地  
送  
付  
中

(昭和四二七一改正)

GB-1

2.

3. 8月3日 来航発 JL-905  
沖縄着 (H-20)

5日 沖縄発 JL-905

4. (1) 宿舎は施設庁側にて留保済み。  
(2) 日程は 3日 貴地着後 11:50 ~ 12:20  
貴使への挨拶、15:00 ~ 15:30 ラポート高等  
弁務官への表敬、16:15 ~ 16:45 屋良主席への  
表敬等を希望しているが、ラポート屋良の可  
相対に計にこの日は既同席より申し入れ済み  
趣意あり。

(1) なお 4日の島内視察にあたっては、ヘリコプター  
の使用を希望しているが、特別に要請あり  
使用が予定だが、既に準備済み  
用官

(2) 本大使に随員の略歴・行動予定表は別途公信  
にて送付  
下30

GB-3 5. 在米大使館を通過し申し入れ済み。(3) 外務省  
与不川



1890年7月26日

在冲绳 须得采商各局

村商参事官 敬

アハロ司以村 課  
依既 事務 課

事務 送付

本週 不送 送付 送付 送付 送付 送付

本週 以下 以下 以下 以下 以下 以下

本週 以下 以下 以下 以下 以下 以下

本週 以下 以下 以下 以下 以下 以下

本週 以下 以下 以下 以下 以下 以下

Mr. R. Yamazaki

1. Name: Ryuichiro Yamazaki
2. Date and place of birth: October 1, 1944  
Tokyo
3. Graduated from Hitotsubashi University (Faculty of Economics) in March 1967
4. Joined Ministry of Foreign Affairs in April 1967
5. Williams College, U.S.A., from 1967 to 1969
6. Press Division, Public Information Bureau,  
from July 1969 to March 1971
7. Security Division, American Affairs Bureau,  
from April 1971

秘密表示 (朱印)

部数指示	発信用	執務用	備考
主 信	1	1	2
付			
属			

發送日 昭和46年7月29日  
 処理日  
 発信 1/217 校 送

文書課長 (分) 公 信 案 (分)

公 信 番 号 米北1 第 186 号	公 信 日 付 昭和 46 年 7 月 29 日
大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主 管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長
起案者 電話番号 田 2465	
協 議 先	
受 信 者 在: 中 野 真 頼 大 味	発 信 者 林 大 官 福 以 代 理
写 送 付 先	(希 望 送 日) 月 日
件 名 所 属 施 設 所 長 官 野 中 以 内 送 付 後 内 閣 送 付	

GA-2 29 外務省 回覧番号

米北1 第186号  
 昭和46年7月29日

沖縄復帰準備委員会  
 日本国政府代表 殿

外 務 大 臣

(件名) 所 属 施 設 所 長 官 野 中 以 内 送 付 後 内 閣 送 付

引用公・電信 日付・番号 米北1 第 216 号

8月30~5日 1. 千道(北) 2. 野田所 属 施 設 所 長 官 野 中 以 内 送 付 後 内 閣 送 付

今般 同 所 以 内 1. 2 (下 成 以 内 概 内 閣 送 付 1 部 在 別 送 2 部 送 付 了 了。

1. 上 記 2 部, 中 1 部 以 内 送 付 中 野

※ 付属添付  付属空便(行)  付属空便(DP)  付属船便(貨)  付属船便(郵)

(※印は文書課記入)



昭和四十二年八月

防衛施設庁長官事務次長 櫻井 浩

想定問答集

防衛施設庁

防衛施設庁

防衛省第一  
防衛省防衛大臣

目次

問一	長官の訪沖目的
問二	復帰前の返還施設
問三	米軍再入用コルツ場の使用
問四	演習水域及び制限水域の提償補償
問五	軍用地先の干爲の解放
問六	地主の契約を怠る場合の特別立法の内容
問七	復帰後の軍用地の借料
問八	復帰後における黙認耕作地の取扱い方針
問九	所有者不明土地の取扱い方針
問十	市町村非細分土地の取扱い方針
問十一	復帰後引き続き使用する土地の復元補償
問十二	土地裁判所訴訟中の漁業補償借借料の増額要求
問十三	潰れ地補償、入会補償、通損補償等
問十四	復帰後の周辺対策事業の実施
問十五	軍閥関係労働者の間接雇用制度への移行

問十六 間接雇用切替の基本方針

問十七 軍關係労働者の復帰までの準備措置の分務管理形態

理形態

問十八 復帰後の駐健保の取扱

問十九 第四種労働者の取扱

問二十 講和前人身被害補償の支給減免者に対する

補償

問二十一 給付金法を適用した場合の既支給者への補償

金額の率

問二十二 講和後の人身財産損害額に対する救済

問二十三 施設及び区域への提督等の準備事務と処理する組織

問二十四 復帰後の出先機関

問二十五 自衛隊の展開による土地の取得方法

問二十六 沖縄への自衛隊の配備計画の配属予定地区

河 今回の交渉の駐留目的は何か。

答 曲線内のおお 沖繩に用する取極協定が去る11月17日

の米西國間において調印され近く沖繩の<sup>本上陸</sup>米後防が使

現するに<sup>（に駐留して）</sup>なるてありま<sup>（に駐留して）</sup>す。これに伴って沖繩中津姓米

軍は米安海条約に<sup>（つくを日米軍とがし）</sup>根拠沖繩に駐留せし合衆國軍

隊いわゆる駐留軍となり<sup>（に駐留して）</sup>その性格と<sup>（に駐留して）</sup>度することになり

ます。

従いまして、これら駐留軍の使用する用地等については

従来と異なり<sup>（に駐留して）</sup>取極協定の中でA・B・Cをそれぞれのリスト

に区分して整理のうえ<sup>（に駐留して）</sup>取極協定に<sup>（に駐留して）</sup>措法がとられてあり

てあり<sup>（に駐留して）</sup>後防後<sup>（に駐留して）</sup>米軍用地<sup>（に駐留して）</sup>については<sup>（に駐留して）</sup>日本國

政府が土地所有者等と賃貸借契約を締結して駐留

軍の用に<sup>（に駐留して）</sup>出たすることになり<sup>（に駐留して）</sup>ます。また、沖繩にお

いて在沖米軍が<sup>（に駐留して）</sup>雇用<sup>（に駐留して）</sup>する入港については<sup>（に駐留して）</sup>後防と同様

に本上陸におけると同標<sup>（に駐留して）</sup>国<sup>（に駐留して）</sup>を<sup>（に駐留して）</sup>雇用<sup>（に駐留して）</sup>する同格<sup>（に駐留して）</sup>雇用制

とする<sup>（に駐留して）</sup>ことと<sup>（に駐留して）</sup>と<sup>（に駐留して）</sup>検討<sup>（に駐留して）</sup>しており、<sup>（に駐留して）</sup>同<sup>（に駐留して）</sup>下<sup>（に駐留して）</sup>当<sup>（に駐留して）</sup>庁<sup>（に駐留して）</sup>は<sup>（に駐留して）</sup>これ<sup>（に駐留して）</sup>ら<sup>（に駐留して）</sup>の<sup>（に駐留して）</sup>準<sup>（に駐留して）</sup>



備前勢には反た殺されております。

私といはいまーは 訪沖の経験がないところから、この  
際なる衝に当たる者として当地を訪問し、実態を  
の目で<sup>現地</sup>軍用地の状況を視察するつもり。

米備前もこの状況を踏まえて

が今後行なりことなる禁勢について実況方面の了解

解をいただき、あわせて当地の方々の必要事項をお

聞きして今後の施策に反映させて参りたい。

このような魏兵からいはい訪沖するところになった

決であります。



国内米軍専用のビルで場舎の厚生施設については、狭隘な沖縄においては認めるべきではないとの声があるが、この点どう考えるか。

答 良好な勤務状態を作り出すために福利厚生施設が必要とされることは、概に認められているところであって、安否条約に基づいて日本国で施設及び区域の使用を認められる米軍についても福利厚生施設の維持は許容されるものである。

しかしながら、ご意向のよくなる地元住民の要望等も十分考慮し今後更に慎重に検討してまいりたい。

内田 復帰後提供することとなる陸上の施設及び区域については、了解覚書に明記され、A表されたが、演習水域、制限水域についてはどうなっているのか。  
 また、制限水域を設定した場合の補償はどうかなるのか。

答 了解覚書 A 表の注で述べられており、施設及び区域に接続して制限水域を提供することを要するものがあり、またこのほか、海上演習場も設けられようが、これらについては、目下、日米両国の外交レベルで協議が続けられている。

なお、制限水域、海上演習場が設定された場合には、その制限の態様、被害の実情を応じて補償を行うことは当然であり、防衛施設庁においては、そのための資料の収集のため、過去、調査員を当地に派遣しているが、現在沖縄県防衛局において、更に調査を進めている。

河川軍用地先の干潟については、住居用地又は工場用地とし  
て埋立てして使用するもの、河川敷埋立の法に準じている  
ものがある。これは、

(干潟は公共水域に属するものとする)

が、(河川)指定する施設及び区域に接続する干潟について

河川施設及び区域の地先水域の埋立との関係にあって

図下の米田川敷埋立で協議が続けられているが、河川

が民生及び経済利用念上の必要は認め合意しているもの

米田川埋立の目的は埋立として、その埋立範囲が決

定されるものがある。

向米軍に提供する土地の取得については、地主が契約に同意し  
ない場合は、特別立法により強制的に使用権を取得  
すると聞いていますが、その内容のいかに。

特に強制使用する期間については、どのように考えているか。

答 沖縄の返還に関する米軍の施設及び区域として提供

する土地の使用権の取得は、沖縄の現状、沖縄の返還

準備十分の段階かつ、地主との円満な話し合いにより、領

土権契約を締結したいと考えており、現在そのための諸

準備及び原則的な話し合いを行なっているところである。

しかしながら、地主があくまで契約に同意しない場合には、何

らかの立法措置によりその土地の使用権を取得せざるを得ない

と考えているが、どのような立法措置をするかについては、目下

政府部内で検討中であり、その内容等については、まだ上げ

る段階に至っていない。

また、その使用期間についても、同様に検討中であるが、

大筋の考え方としては、米留軍の用に供する土地等の使

用又は収用に因する特別措置法上の手続きによって使用



問七 復帰後の沖縄の軍用地の借料は、どのようになるのか。

答 沖縄の復帰後における防衛施設用地に係る借料については、その土地の立地条件、周辺の開発状況、民間の売買実例価格等を十分考慮し、本土地における借料算定基準に準じて適正に算定する。すなわち必ずしも不動産登記上の地目にとらわれることなく、宅地見込地、農地見込地等の要素をおり込み、また宅地及び宅地見込地については、施設周辺の正常な価格をもとに施設内の土地価格を推定して算定することとし、借料は、毎年検討のうえ、必要に応じ改定する考えである。

なお借料の額については、当庁において実施した現地調査の結果等をもとに検討中であり、未だ申し上げる段階に至っていない。ト現行の借料も、運用などのないより慎重な配慮する考えである。(大なる削減)



由ハ復帰後における黙認耕作地の取扱い方針如何ニ

答 現在米軍が許可している黙認耕作地と復帰後

どのような形で使用を認めるかについては、今後施設及

び区域の使用条件等を決定するための日米両政府間

協議の一環として検討してまいらるべし。

とすは現在の条件より関係住民に不利となる

ものも努力を怠らざるべし。

(大森省と関係あり)

尚在所有者不明土地の取扱の方針如何

答 所有者不明土地の土地制度上の取扱いは、

では、防衛施設庁の所掌ではなく、現在、沖縄地方

対策庁を中心として検討中である。人員は、

特別な立法措置により、沖縄県知事又は市

町村長が管財人となり、指定される模様である。

の、米軍に提供する土地の中止、所有者不明土

地がある場合、当該土地の管財人に対し

借料を支払う者がある。

（大塚の係長）

答

南平市町村非細分土地の取扱の方針如何。

答 市町村非細分土地の取扱については、現在津

籠・北方対策庁を中心として検討中であるが、

市町村非細分土地の制度は、特殊な制度であり、

復帰後もそのまま土地制度の一環として認める

ことには問題があるようであるが、現在米軍から支

払われている借料は、市町村財政にかなりの比重を

占めており、復帰後直ちにこれを打ち切ることは、

市町村に甚大な影響を及ぼすこととなる。取扱いは

ついで関係省庁間で検討を付めている段階である。

る。

(大蔵省第一局長 〇〇〇)

国土の復元補償後も引き続き米庫が使用することとなる

土地の復元補償についてはどのような処理する

のか。

答 復帰前に米側の使用による損失を受けた土地

等で復帰後も引き続き施設区域として提供する

土地等に係る原状回復補償の取り扱いについては、

復帰と同時に土地所有者との間で締結されること

となる賃貸借の契約書に必要な事項を規定して、

土地所有者と国との間の契約が終了する時

特定において処理する考えがある。

(国土の復興臨時措置法)

尚且 現在土地裁判所に訴訟中の侵害神傷事案及び  
 借借料の増徴要求事案は従前の例から判断  
 すれば 今後満了する解決を米側に期待することは  
 甚だしい。今後米に關してはどの様に考えるか。

答 これらの事案については既に調印された返還協定  
 による米側に對する請求権が認められ米側の責任に  
 おいて取扱いかつ解決する責任は米側の防衛施設  
 及びこの中米側の神傷請求権者が米側  
 からの適正な神傷を返せられるもの。関係機関と協力し  
 て必要の助言及び斡旋を行なう考えである。

農林水産部 農林審判部

問三 いわゆる請求権問題のうち 返還協定上、その  
 取扱いが明記されなかつたものの創之は、遺北地補償  
 入会補償 通損補償等については、どのようか考之  
 ているか。

答、遺北地補償 入会補償 通損補償等については、  
 現在、琉球政府において、関係市町村等を通じて  
 その被害実態を調査中であると聞いていますか。  
 政府としては、復讐後において被害の実態をよく  
 調査のうえ、必要のある場合、行政措置はまゝと  
 取捨する事も考慮しなければならぬと考へて  
 います。  
 検討することと致したい。  
 (大なる修正)

西田委員の質問には防衛施設周辺の対策事業が相当実施されていると答えているが、沖縄に関してもどのような方針で対処するかの。

また、沖縄の市町村は財政基盤が弱く多岐な地区負担には耐えられないと思われるが、この点について何か特別な措置を講じる予定はないか。

答 「防衛施設周辺の整備等に関する法律」を沖縄に適用し周辺整備事業を実施するに当たっては、国に米軍の行方と防衛の国米関係等も調査のうえ持込事業を把握して

全体計画を樹立し可及的速やかに本土並みの水準に引き上げるよう実施する所存であるが、特に急ぎを要するものについては、四十七年度においても実施できるよう考えたい。

また、補助率の引き上げ等、事業主体の財政負担軽減の措置については、沖縄の特殊事情に照らし、また他者（財形、借入）と参画的（財形、借入）との間取りと各種補助事業の補助率等との関係も考慮し、現在部内で検討中である。

向て復歸にあたり、軍関係労働者は、直接雇用制度に移行  
することは確実か。また、対象軍関係労働者の範囲如何。

答、復歸に際し、沖縄の軍関係労働者の雇用関係は、本土と  
同様、地位協定下の直接雇用制に移行することとなる。

また、対象となる軍関係労働者の範囲は、おおむね  
米国民政府布令第百十六号にいう第一種及び第二種  
被用者である。

(更に言及を要する場合)  
第一種被用者中 VOA の被用者、第二種被用者中

アメリカン・リレーションクラブ、VFW クラブの被用者等本土には  
ないような種類の軍関係労働者については、地位協定中にも  
どは別記の如きとあるものと承知しているが、これらについては  
慎重に検討したい。ついでに、他境に於けるもの

(参考)

種 類	人 数 (昭和四年十一月現在)
第一種被用者	一六、九八六
第二種被用者	六、四六四
計	二三、四五〇



古くは面接雇用切替のための基本方針如何。

答 現行の雇用関係は、復帰前日において終了することとなり、復帰の日において日本国政府を雇用主とする新しい雇用関係に入る事となる。

軍関係労働者の給与、その他の労働条件は本土における基本所務契約、船員契約及び諸機関所務協約の規定を適用することとなるが、具体的な切替措置については、日米間で十分に協議したい。

(更に言及も要する場合)

切替にあたっては、沖縄の軍関係労働者が享受している給与その他の労働条件に十分留意して措置したい。

向うは復帰にいたる準備措置如何、また、復帰後の労務管理形態如何。

答 関係省庁の協力のもとに、面接雇用移行に伴う従業員給与その他の労働条件の具体的な切替措置につき、関係当事者間で協議を行ない、早急に合意を得るための努力をしたい。

また、復帰後の面接雇用に伴う事務管理事務については、

その一部を本土と同様沖縄県(仮称)に委任することとしたので、  
そのための諸準備措置をそれぞれ促進することとした。

向十八 復帰後の沖縄における駐健保如何

答 復帰後の面接雇用となる軍関係労働者の健康保険については、  
軍関係労働者の意向の上において、主管官庁である厚生省と  
十分協議し、その取扱いを決定したい。

向十九 第四種労働者の取扱い如何

答 この種雇用関係にある労働者は本土にもあり、当庁としては  
面接雇用の対象としては考えていない。

(参考)

第四種被用者数

一一七八八

(昭和四五年九月現在)

問ニ沖繩における講和前人身被害を受け、米軍補償金の支給洩れ者に対する補償如何。

答。沖繩における占領期間中米占領軍等の行為等によつて人身被害を受けられた方には、本土において同種被害者に対して一連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律（昭和三十六年二月二日法律第二百十五号）に基づき被害者給付金を支給していると同様に、沖繩復後に同法を適用する方向で検討中である。

OK

（不支給の理由）

参考者

給付金法を適用することになると 米補償金支給済小者

三三四名中 三三九名はついで 九二二二九千〇〇円

米補償金支給済者 二三名中 二名はついで

一一〇八四五九円の給付金の支給が予定される。

意味不明。

(事業関係 追って注目を要する予定)

Handwritten notes and scribbles in the middle section of the table.

米 青 段

第1回第3号一  
臨時米穀管理法第20

22

問 主補償金支給残れ者に給付金法を適用すれば補償

金既支給者と同様な補償が行なわれることにな

るのか 聞くところによると給付金額は補償金

額より相当低額であると言われているかその差

額についてどうする積りか。

答 本土の給付金法と米国の補償金とはその制定の

経緯及びその内容等において異なり一概に両者

を比較することはできないが給付金法を適用し

た者と米施政権下において米国の法令等により

救済された者との間に差があることと認めらる。

米のやりかたや給付金法の内容。

米のやりかたや給付金法の内容。

B4

防衛施設庁

総務局庶務課第15  
46-116-46000

問三 沖縄における講和後の人身及び財産損害に米軍が支払つた額は、請求額に対し余りにも低額すぎる。またこのほか米軍が却下した請求も相当あるよりだが、これらの救済をどのように考えるか。

答 講和後における米軍による損害の賠償については、あくまでも米軍が処理すべきものであると承知し、

以下別段

~~沖縄の米軍調剤所が、対米請求として琉球政府が、日本政府のある希望があった請求額と米軍支払額との差額(不足分)及び米軍が却下した請求額並に琉球政府が西武館の時点に把握した未解決請求額との合計額のうち不足分及び却下分は、米軍が既に処理したものと見なす。また未解決分については、今後米軍が処理する際のものである。~~

日本政府としては不足分については一応米軍の支払額に  
~~関し請求者の同意があり解決されたものであり、から補償  
 済と考えるし、却下分についてはその内容を把握し再調査~~



四、十三 防衛施設に付、中絶の必要に伴い、施設及び区域の提供  
普及準備事業の必要に鑑み、処理Johariと1966

防衛施設及び区域改善の準備事業は復旧までに短期間を要し、  
必要ならぬものとして、防衛施設等として、現地に防衛

施設への提供の若老機関(中絶防衛施設準備事業所)  
設置して処理した事も、~~防衛施設等~~の場

議案による、防衛施設提供の必要に鑑み、防衛施設  
準備事業の必要に鑑み、防衛施設等として、現地に防衛

準備事業の必要に鑑み、防衛施設提供の必要に鑑み、防衛施設  
準備事業の必要に鑑み、防衛施設提供の必要に鑑み、防衛施設

準備事業の必要に鑑み、防衛施設提供の必要に鑑み、防衛施設  
準備事業の必要に鑑み、防衛施設提供の必要に鑑み、防衛施設



国土防衛施設庁は、復旧後沖縄の先核南を設けようか。

答 沖縄の復旧と同時に、海軍本土に匹敵する数及の面積

の施設及び区域並びに水域を水軍に提供することとなる。

そこでこれらの施設等を適切に維持管理していくに伴う

神慶及び周辺地域の整備等を沖縄の実情に沿って円

滑にすすめるため、相当大規模を持つ沖縄防衛

施設高を復旧と同時に設けようか、必要と考えるか。

2. 1. 3. 2. 今後沖縄県庁と協議を通じて検討したい。

参考

国土自衛隊が展開を予定している土地の取得について  
 法律による特別な措置を考えていると申すが、土地  
 を強制的に使用することは適当ではないと考えるがどう  
 か。また、特別な措置の趣旨及び内容はどういう  
 ものを考えているのか。

答 沖縄の復帰に伴い、同地域における局地防衛責  
 務は、わが国が引き受けざる可いとの性質上、空白と  
 おくことなく、引き統つる部隊を展開し、運営して  
 いく必要がある。自衛隊の必要の用地については、土地  
 所有者との円満な話し合いにより契約ができるよう  
 最大の努力を払う所存であるが、地主があくまで  
 契約に応じない場合には、他の公用地の取得と  
 の関連を考慮しつつ法的措置を講ずることとし  
 るかどうかについて、目下慎重に検討中である。

07

由三沖繩への自衛隊の配備計画及び配置予定地区  
はどうなっているか。

答(一)返還当初における配備状況は、

ア陸上自衛隊

陸上警備と民生協力のため普通科及び施設科

からなる部隊、局地の航空輸送のため小規模のヘリ

コプター部隊並びに募集及び広報にあたる地方

連絡部等、約一、一〇〇名

イ海上自衛隊

沿岸哨戒のための対潜哨戒機部隊(P-1)又J

六機)巻湾防備及び離島輸送のための小型艦

艇部隊並にこれらの支援にあたる基地部隊

等、約七〇〇名

ウ航空自衛隊

領空侵犯対処のための要撃戦闘機部隊(F

104)J二五機)及びレーダー・サイト連絡員等約

一四〇〇名

以上、合計三、二〇〇名と承知している。

(二)新防衛力整備計画末における配備状況は、

(削除)

ア 陸上自衛隊  
 普通科二個中隊、施設科一個中隊、飛行隊  
 一個隊（輸送用ヘリコプター等一機）及びホク群一個  
 隊等人員約一八〇〇名

イ 海上自衛隊  
 基地隊（掃海艇二隻等）及び航空群（P-1、二  
 機）等人員約一、〇〇〇名（他に護衛艦要員約四〇〇  
 人）

ウ 航空自衛隊  
 航空隊（F-104、F-105機一、三三〇機等）警戒隊  
 制隊（サイト四）及びサイキ群一個隊等人員約  
 三、九〇〇人

以上合計人員約六、八〇〇人（うち事務官等  
 九〇〇人）と承知してゐる。

(三) 配置予定地区  
 ア 那覇空港の一部  
 航空自衛隊の要撃戦闘機隊、陸上自衛  
 隊の航空隊及び海上自衛隊の対潜哨戒隊  
 の基地として、民航と共用を予定。

イ 那覇空軍・海軍補助施設の一部、  
 那覇空港も使用する各部隊等の隊庁舎、整備  
 作業場等に使用することを予定。

ウ 那覇ホイル地区  
 陸上自衛隊の普通科、施設科の各部隊等の  
 駐屯地として使用することを予定。

エ ホワイトビーチ地区の一部  
 海上自衛隊の小艦艇部隊、基地隊等の基地  
 として使用することを予定。

オ その他昭和四八年七月一日までに配置を予定される  
 地区

- 1 恩納サイト 空自 ナイキ中隊
- 2 知花サイトの一部 陸自 ホーク中隊
- 3 ホワイトビーチ地区の一部 陸自 ホーク中隊
- 4 那覇サイト 空自 ナイキ部隊本部中隊
- 5 知念第一サイト 陸自 ホーク中隊
- 6 知念第二サイト 空自 ナイキ中隊
- 7 与座岳航空通信施設 空自 警戒管制部隊 (ABC)
- 8 与座岳サイト 陸自 ホーク中隊
- 9 与座岳陸軍補助施設 陸自 ホーク部隊本部
- 10 久米島航空通信施設 空自 警戒管制部隊
- 11 宮古島航空通信施設 空自 警戒管制部隊

⑧ 又長崎省と長崎について協定済みの由  
(在野の意向)  
右が中流の由上、由等の手を送付した。

⑧ 又長崎省と長崎について協定済みの由  
(在野の意向)  
右が中流の由上、由等の手を送付した。

外務省

15, 13, 20, 22  
の注意

条約課

安全保障課

アメリカ局長

参事官

北米才一課

取扱注意

八月三日の五日の予定は中止し、島田防衛施設  
長官の新沖の際し、今般同弁より、現地の予定  
される執務回着の意向を想定し、由等案を作成  
し、由をもつて、長官に仰再致した。

米(一) (松田軍務官) 米(二) (丹波軍務官) と  
米(一) (松田軍務官) 有他) の事務的折台を以て行なう

外務省

防衛施設長官、新沖の際する  
想定内容案に付して

四六、七、二八  
米、从一、

同日  
中流の意向に二の一、一部派を致し、二

条約課長	安全保障課長	アメリカ局長	参事官	北米第一課長
島田防衛施設庁長官の訪沖				
レフ112				
46. 7. 27. 米北(有地)				
7月27日 防衛施設庁長官、8月3日～5日に				
平定にレフ112 島田長官の訪沖日程に因り、				
同日 施設庁記者室に別添のとおり				
「贈り出し」を所定の旨 送付 致した。				
併録 12頁。				

GA-5

外務省

1968

### 防衛施設庁長官訪沖日程

1 期 日 8月3日(火)から8月5日(木)まで

2 目 的 沖縄の現地視察

3 出張者 島田防衛施設庁長官

安齊参務部長

銅崎調停官

地田課長補佐

4 主な訪問先

高瀬大使、加藤沖縄事務局長、ランパート高等弁務官及び屋良行政主席等へ表敬挨拶とする。

5 主な視察基地

キャンプ・瑞慶覧、嘉手納飛行場、キャンプ・コークス、木下ビーチ、牧港補給地区、牧港住宅地区、那覇空軍海軍補助施設及び那覇港湾施設等々視察する。

以上





( 部の内 号) 注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

861

大政事外外儀官

事務次長  
典房 電信写  
臣官官審審長長  
機総人電厚計  
書文会管総

調査長  
参企析調  
領移長  
参領旅査程

参地中東  
長北東西  
参北北保  
中南番  
参一  
参西東洋  
長西東

近ア長  
参書近ア  
長経協長  
参政経二  
参政経科  
長情長文  
参道内外  
一二

総番号 (TA) 38662

71年8月3日20時10分 沖(紙) 発着  
71年8月3日20時24分 本省

外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

シマダ防衛施設庁長官の来ちゆう(高等弁務官との会談)

第836号 略 至急

貴電米北/第2/6号に関し

シマダ防衛施設庁長官は3日午後3時ランパート高等弁務官を往訪し、約45分間会談した。会談要旨次の通り。

(長官) 施設庁としては復帰までに多くのしごとをかかえており、大別すれば、(イ) 施設、区域と(ロ) 労務である。

(イ) については、合意された88カ所について復帰日に合同委員会合意及び閣議決定を終了しなければならないが、そのためには、(1) 使用権の取得、(2) 提供施設、区域の範囲、面積、使用条件の決定、(3) 一部返かんされる基地の範囲の画定等の作業があり、水域の設定及び必要となる漁業補償についても日米間で早急に協議をしなければならない。

(ロ) については、本土と同様な間接雇用に移行し、給与、労働条件等を本土と合致させたいが、復帰後はおきなわけんにも労務関係のしごとを委任する予定である。

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

以上の諸問題进行处理するためには米側の協力が不可欠であるので、よろしく願います。

また、おきなわにおける施設庁の組織、体制を整備しなければならず、復帰とともに防衛施設局の設置を予定しているが(本土には同施設局が現在8カ所あるが、復帰後はおきなわのが最大となろう)、復帰前の準備作業のためには、OBONTAの増員を検討中であり、また秋の批准国会を契機に施設庁の直接の出先機関を設けたい。これについても米側の理解と協力をお願いする。

(弁務官) 施設庁において多くの重要なしごとをかかえていることは認識しており、これに対するわれわれの協力を約束する。そこで、長官が言われた復帰後のおきなわけんと施設庁との関係をもう少しお聞きしたい。

(長官) 施設、区域に関する問題は直接施設庁が処理するが、労務問題の実施にはおきなわけんが当ることになる。本土の例から言えば、おきなわけん庁には労務課が設けられ、労管事務所も設置される。しかし、これらについてはりゆう政において必要となる労管人員等を確保するなど言う段階までには達しておらず、これについて米側からりゆう政に対し適宜アドバイスを与えられれば有難い。

(弁務官) 最近、化学兵器ちよ蔵こにおける保安条件について労務者との間に争議があり、無事解決したが復帰後は

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

秘

この種の問題はけんが処理することになるのか。

(長官) けんもタッチするだろうが、これは保安上の問題という内部事案であるからおそらく労務者と米軍が直接話し合うことになると思う。他方、労働条件一般については施設庁と労務者の問題である。

(弁務官) 復帰前の施設庁の増員予定数は具体的にどれ位か。

(長官) 取りあえず / 24名増員した上で、秋のおきなわ国会に法案を提出し、330、340名から構成される施設庁の直接の出先機関を設置したいと考えており、本件について関係各省庁と目下協議中である。

(弁務官) これから2、3カ月の間で施設庁としてはどのような問題をゆう先的に考えているか。

(長官) 例えば第4種労務者については、全軍労から待遇改善要求が提出されており、この問題は対策庁、労働省で調整中であるが、今後外務省を通じて何らかの接触をすることもあろう。また、給与、労働条件等について米側で検討した結果を外務省を通じて施設庁と協議する段取りだが、その後施設庁と全軍労、あるいは米側と全軍労の関係が出てこよう。明日私は全軍労の代表と会見するが、私としては先方の意見、要望を聞くというしせいで臨む。

当方から提供方を要請している資料については予算との関

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

秘

係もあり、よろしく願います。

(弁務官) われわれとしては最も正確な情報を可及的速やかに提供したいと思う。しかし、例えば復帰までの人員のすうせいについては、予算に影響されるため、われわれもあまり事前には知らされておらず、/年や/カ月先さえ予想できない場合が多い。おきなわけんが労務問題を十分処理できるようになることを期待するが、けんが直ちに責任を負えない場合は施設庁が助力されることを願います。

(長官) 当方としてもりゆう政が復帰までに十分な能力を持たないかも知れないということを心配している。何がこのような心配の原因となるのであろうか。

(弁務官) 一つはやはりりゆう政が米軍と全軍労の争議を積極的に助けようとはせず、そのため経験にもとぼしいということもあろう。

(長官) 最後に、これを機会に施設庁と米側の関係が大いに促進されることを希望する。

(弁務官) 施設庁のしごととはわれわれにとつても重要なことであり、私としてはあらゆる協力を約束する。

(了)

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) <b>秘</b>	符号表示 暗 <b>略</b> 平	総第 <b>04 062</b> 号
	※ 第 <b>1633</b> 号	※ 昭和 年 月 日 時 分 <b>3. 4 15. 10</b>
	大至急・ <b>至急</b> 普通・LTF	※ 発電係 <b>Jem</b>
大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 <b>アメリカ局長</b> <b>参事官</b> <b>北米才一課長</b>	主管局部課 (室) 名 <b>アメリカ局北米才一課</b> 起案 昭和 <b>44</b> 年 <b>8</b> 月 <b>4</b> 日 起案者 <b>石川</b> 電話番号 <b>2498</b>
協議先		
在米午場 <b>大使</b> 臨時代理大使 総領事 代理 <b>あて 村外務 大臣 発 臨時代理</b>		
電 在 大 使 臨時代理大使 報 総領事 代理 <b>あて</b>		
件名 <b>島田路衛施設庁長官の来沖 (高等参事官との会談)</b>		
<b>784 (在沖電報発来電才 836号 転電 (総番 38652))</b>		
<b>(3)</b>		

漢

784

字  
濟

(※印刷内は電信記号)

(昭和四二・七一 改正)

沖縄 大西 隆 氏 宛  
09/01

1 後  
11 本  
ccc

A 沖縄の基地問題

1 沖縄における基地と使用権問題

(1) 沖縄における米軍用地の特質

性格: ① 戦争体験 ② 敗戦・占領 ③ 返還協定による

大部分の継続使用 ④ 住民の自由意思の無視

規模: 沖縄全土に対し現在 14.8%・復帰直後 12.3%

沖縄全土の基地依存

(2) 軍用地の使用権の取得について

(1) 地主との契約(の予約)といわゆる暫定使用法

(2) 暫定使用法案の国会提出の時期

(3) 現地地主連合会の借料適正化の要望

11

(現行借料の 6.91 倍)

(3) 使用権取得は基本的には返還ベースの問題である。

昭和三十九年九月一日

## B 自衛隊の配備

### 1 全般的印象

観念的な自衛隊反対であって、住民個々の維持は、  
自分たちの生活に身近な問題としては受けとっている。

### 2 反対運動の見過し

階級 その他生活安定上の施策が一階級に響かぬように  
進められれば、自衛隊配備に關する反対の感情が  
高まることはないであろうと考へる。

### 3 今後の施策

情報機能と広報機能の強化を図り、適確な情報判断  
を得て、時宜に適し、かつ有効な広報活動の展開に  
努める必要がある。

## C 提議予定地の実態

米軍の活動停止地区の現地調査

野営隊員から現に米軍が使用しているなどの理由で、  
選定を指摘されたところ、米軍の  
使用継続については、それだけの理由があることが判  
明した。

注、核兵器の問題については、現在中、一言も触れられ  
たことはなかった。

参考

### 地主懇話会

現地地主連合会の会長以下顧問、理事等13人と懇話会  
を持ち、政務次官より軍用地提供、自衛隊配備の必要性を  
説き協力を求めた。

これに対し、連合会会長からは、借地料の適正化の要望が  
あり、また、二、三の理事からは、「元来は解放を要望する立場  
がある、あるいは、強制的な措置をとるべきとの要望があった。  
これに対し、当方から、所望の事情、趣旨を説明し、平穩  
裡に終了した。

その後の政務次官主催の公式100人セミナーにおいて、関保守町  
村長、地主側からは、防衛庁側を信頼する空気があると、防衛  
庁側を激励する意向が感ぜられた。

特に、浦津市長(社大党)は、従来の基地の継続使用について消  
極的であったが、今回「住民の意向を汲みこみ、基地周辺の環境を積  
極的に改善するべきである」との要請書を持参したことは、注目  
に値する。

### 屋良主席との会見

主席は、あらかじゆ申渡した要請書を讀み上げて、琉球政府の立場を述べた。

同要請書は、一方において基地の存在及び自衛隊の配備に反対するにとともに他方において地主の救済及び雇員待遇の処遇を要請する等自展、一貫して来ている。

これに対し、政務次官からそれだけの項目について、日本政府の立場を明確に述べた。したがって、会議の内容は本此境のものもあり、共通の認識に立つものもあり、互々であった。

さらに、当方から幾千種業務の取扱について琉球政府作成の資料に基づき問題点を指摘したところ、当方の説明に理解するところには検討を約した。

会見時間は、30分の約束が1時間20分となった。

### フェリー民政官との会見

あらかじゆ用意したメモにより、政務次官から訪沖のあいさつを述べた。

民政官から、今般の合風に際しての単一の控援活動に言及しつつ、今後民生協力を進めたい考えであることへの述べた。

当方からは、迅速な民生協力は自衛隊の責任となるが、すぐには体制がととのわないうで、引きつぎ単一の協力を進めたい旨要請したのに対し、甚劇は協力を約した。



141

野呂防衛庁政務次官に対する要請書

昭和46年9月

琉球政府

要請項目(目次)

	ページ
1 米軍基地と自衛隊の配備について .....	1
2 解放軍用地の地主に対する救済措置について .....	2
3 軍用地の接収について .....	3
4 対米請求権の措置について .....	4
5 軍雇用員の間接雇用制への移行について .....	5

## 1 米軍基地と自衛隊の配備について

沖縄県民は、かつての戦争体験、また戦後の米軍支配の中から、戦争に反対し、戦争につながる一切のものを否定しています。

したがって、県民は米軍基地の存在に反対し、日米安保条約に対しても反対の立場をとっており、沖縄が復帰するに当っては、この基地にまつわる不安が解消されることを念願しています。

かりに直ちにそれが全面的にかなえられないにしても、基地の様相が変つて、県民の不安が大幅に軽減されることを強く求めています。

しかるに、復帰後の米軍基地の整理縮小計画が明らかにされないばかりか、自衛隊の沖縄配備が計画されています。米軍の存在に加えて、自衛隊が配備されることは、沖縄基地の強化とも受けとられ、また、米軍基地の肩代りに自衛隊が配備されるとなれば、自衛隊の質的転換をもたらすと解されます。

したがって、自衛隊の沖縄配備は、諸外国を刺激し、沖縄基地にまつわる不安は軽減しないものと思われまふ。このような理由から、自衛隊の沖縄配備には反対の立場を表明せざるをえまふので、慎重にご検討くださるよう要請いたします。

## 2 解放軍用地の地主に対する救済措置について

1961年7月1日以降1971年8月末日までに軍用地から解放された約480万坪におよぶ土地の大半は、米軍によつて形質変更されたままの状態に地主に返還され、今日まで復元補償もなされず、土地の境界も不明のまま放置されており、関係地主はこれらの土地を使用して収益をあげることもできず、多大の不便、不利益を蒙つている。

これらの損失補償については、関係地主や市町村軍用地地主会連合会から早期の実現方が強く要請されているにもかかわらず、従来、米合衆国政府は、講和条約第19条の請求権放棄をたてこれを拒否してきたが、前記損失のうち復元補償については、返還協定第4条第3項によつて、復帰の際米合衆国政府において自発的支払いが行なわれることになつたが、その他の損失については、米合衆国政府による解決は望めない状況にある。これらの地主の蒙つた損失は、米合衆国政府の軍事基地政策に起因するものであり、本土政府が軍関係離職者に対して行なつた救済措置とまったく同様の観点から次の事項について特別の措置を講じていただきたい。

- (1) 解放時から復元補償がなされるまでの間、当該土地の年間地料相当額を支払うこと。
- (2) 当該土地の境界設定費を支給すること。

### 3 軍用地の接収について

本土政府は、特別立法によつて沖縄の軍用地の使用権を強制収用できる措置の検討をすすめていると報道されているが、これは本土と異なつた制度を沖縄に押しつけるものであり、本土並み返還という沖縄返還の基本原則に反するものである。また、このような立法措置は、戦後26年にわたり安い地料で強制的に土地の接収を余儀なくされてきた地主の権利を復帰後も引続き奪うものであり、地主をはじめ県民に不安と動揺を与え、社会混乱を招くことが明らかである。したがつて本土政府は、沖縄における軍用地の使用権の取得に当つては、強制収用の手段によることなく、あくまでも地主の意思を尊重するとともに、県民の立場にもご配慮のうえ慎重に対処されたい。

### 4 対米請求権の措置について

返還協定によつて放棄された対米請求権、即ち米合衆国政府が支払いおよび解決を予定していない諸補償要求については、第3次復帰対策要綱の中で、「実情を調査のうえ、国において適切な措置を講ずるものとする」とうたわれているが、これらの諸補償要求については、行政措置のみに委ねることなく、法的救済措置をとられるよう、ご配慮いただきたい。

5 軍雇用員の間接雇用制への移行について

沖縄における軍雇用員の直接雇用制は、種々雑多な特殊性を内包しているものであり、間接雇用制度への移行に当つては、労、使ともに直ちにはなじめないところから相当の困難と混乱を生来するものと予想されますので

- (1) 早急に準備体制がととのえられるようその促進方についてご配慮賜りたい。
- (2) 制度移行後の管理体制の整備については本土のそれとは全く異質と思われるほどの特異性に充分対応できるような機構、人員にしていきたい。
- (3) 制度の移行を円滑にし且つ、その実効をたかめるため関連行政全体の中で調和ある運用ができるようそれぞれの関連行政の立場からの対処策と体制作りについてご配慮いただきますようお願いいたします。

谷口オフェアリー民政官へのあいさつ要旨

私は 本日 貴官に親しくお目にかかる機会が与えられたことに対し、まず謝意を表したいと思います。わが国民の多年の念願でありました沖縄返還について、去る6月、日米両政府間において協定が調印されたことは、マイヤー駐日米大使の声明にありましたとおり、このことはまさに歴史的な壮業であります。近く両国の立法府によつて審議される運びになりましたことは、まことに喜ばしいことであります。沖縄返還において示された米國政府及び米國民の友情とご厚意に対して、私は日本政府の一員として改めて深い敬意を表するものであります。また、ランバード高等弁務官をはじめ米國政府が沖縄全島の福祉のため、これまで払われた努力並びに返還準備に関連する各種業務、とりわけ私共所管の谷口オフィスに対するご支援と協力に対しまして謝意を表するものであります。なおまた、先般、無事終了いたしました毒ガス撤去

作業についてなされた尽力に対してもこの機会に併せて謝意を表します

私は政治家としてかねてから沖縄返還問題は日米両国間の高度の政治問題であり、平和的な話し合いによる返還は、新しい太平洋時代のトピラ開きであることに大きな意義を見出すものであります

私は今、防衛政務次官として特に安全保障の見地に立つて、沖縄返還が円滑に取り運ばれ、日米両国が引きつづき太平洋の平和と繁栄の維持のため協力することに関心をもつておられるものであります

今回沖縄を訪問いたしましたのは、返還協定の国会審議を控え、審議の焦点となることが予想される基地問題の取扱について、関係者と隔意なき意見の交換を行なうと共に、防衛問題についての政府の考え方に對し、住民の理解を深めたいと考えたからであります

沖縄の復歸に際し、私共防衛庁関係では米軍へ提供される基地の使用権の取得、自衛隊配備のための用地の契約及び施設の改修、駐留軍労務者の雇用形態の切

替、防衛施設準備事務所の設置等の業務をかかえておりますが、米軍及び民政府におかれましては、これら復歸準備業務の推進について、今後一段とご支援ご指導をお願いいたしたく存じます

私は両国の国会において返還協定が予定どおり批准され、一日も早く復歸の日が来ることを心から念願いたしまして、本日訪問に際してのお礼とお願いのことばを申し上げます

#### 要望事項

##### (1) 基地の提供業務に対する理解と協力について

(復歸日に合同委員会の合意が必要)

○ 使用権の取得(3万7千人の所有者との賃貸借契約)

○ 88ヶ所の提供施設個々についての面積、範囲の確定及び使用条件の決定

○ 水域の範囲及び使用条件の決定(関係機関の同意取付けが必要)

##### (2) 労務問題に対する理解と協力について(現在の

雇用形態を地位協定に基づく間接雇用に移し替える必要がある。

○ 給与、その他の労働条件決定のための作業の円滑化についての配慮

○ 復帰後沖縄県に委託することとなる労務管理事務を行なうための機構の整備及び職員の教育研修についての琉球政府への助言

(3) 防衛施設庁の出先機関設置等に対する理解と協力について

○ 沖縄事務局職員の増強

○ 防衛施設準備事務所の設置（復帰前）

○ 防衛施設局の設置（復帰後）

（強要給）

（強要給）